

御中

## 陳情の取り扱いについての要望書

2021年1月 日  
市民連合おおたの会

新型コロナ感染が大田区内でも急増し、区民のいのちとくらしが、日々、深刻さを増す中、大田区政への期待はますます大きくなっています。大田区議会がコロナ対策に全力をあげることを強く要請します。

現在、大田区議会 議会運営委員会で「陳情の取り扱いについて」議論され、陳情の提出件数の上限を設定する案、意見書提出・決議等を求める陳情を審査し、それ以外の陳情は参考送付する案などの「制限」「規制」が検討されています。

憲法第16条は「…何人も……平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」としています。

地方自治法 旧法第109条第4項では「常任委員会は、……地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する」とされていましたが、改正された第109条2項では「議案、請願等を審査する」と改められ、法文から「陳情」の文言が削除されました。しかし、改正案の国会審議で川端達夫総務相(当時)は「(改正は)文言の使用例の整理という観点であり、陳情を議案・請願等に含まれると解される」と答弁し、内容に変更はないと説明しています。

大田区議会ガイドブックでは「『区議会の主な仕事』で区民の声を聴くとあり、請願・陳情などもこれにあたります。」と記載されています。

大田区議会は、これまで、憲法、地方自治法、区議会会議規則にもとづき、区民の声。陳情が審査されてきたと認識しております。

陳情の取り扱いを「制限」、「規制」する案には、大きな不安と民主主義にとって危険性を感じます。

以上のことから下記の事を要望します。

### 記

1、陳情の取り扱いについては、大田区民の声を聞くことをさまたげるおそれがある「制限」「規制」を導入しないよう強く要請します。

以上